6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KODAMA Daisuke, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The Construction work of the temporary building for Nara General Legal Office.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00　15 October 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00　4 December, 2026 (tenders submitted by mail should be reached before 10 : 00　4 December, 2026, only registered mail is acceptable)

⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3592―7027

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和８年９月28日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　小島　　優

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鳥海ダム市道付替百宅線４号橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅地内

⑷　工事内容　工場製作工　１式、ＰＣ片持箱桁橋工　Ｌ＝320.5m、橋梁付属物工　１式、橋梁下部工　６基

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和12年８月19日（工事完成期限）まで（ただし、令和９年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約3,500㎥，鋼材（鉄筋）：約730ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案」項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

④　本工事は、配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を入札書提出期限までに行う試行工事である。

⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑨　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑩　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。

全体工期：契約締結日の翌日から令和12年８月19日（工事完成期限）まで（ただし、令和９年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑪　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑫　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑬　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。

⑭　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

⑮　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑯　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑰　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑱　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑲　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑳　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑽までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年９月28日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から鳥海ダム市道付替百宅線４号橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は次の⑴から⑽までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定ＪＶにあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。